



あしたへ
生きる

2011.12
第32集

なかがわまち
那珂川町

人権ってなんだろう??

すべての人間は、
生まれながらにして自由であり、かつ、
尊厳と権利とについて平等である。

～世界人権宣言第1条抜粋～

1948(昭和23)年12月10日に第3回国際連合総会において

「世界人権宣言」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、

現在の国際的な人権尊重の精神の

もととなっています。

日本では、12月10日の「人権デー」を含む、

12月4日～12月10日を入権週間と定めて

人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

この「あしたへ生きる」第32集「も

その取り組みの二環として作成しました。

今回は、私たちの身の回りの出来事で

あたりまえのこととして見逃したり、

気づかなかつたりつづるなど、

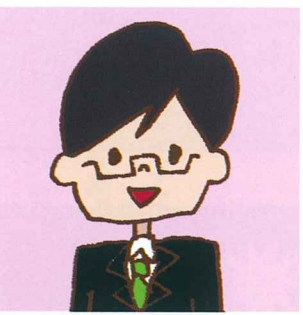
実は人権問題につながっているという問題について

みなさんと一緒に考えたいと思います。

もくじ

- ページ
- 3 家庭で…相手の姿が見えなくても
- 5 学校で…遊びのつもりがいじめに
- 7 職場で…誰もがいきいきと
- 9 地域で…決めつけないで
- 11 那珂川町の取り組み
- 12 人権カレンダー
- 13 詩「星とたんぽぽ」
- 14 男女共同参画推進センター「あいなか」の紹介

家族紹介



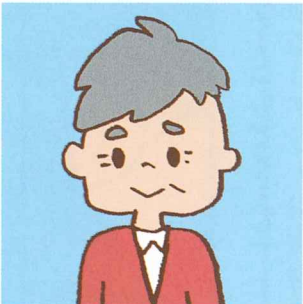
おとうさん



おかあさん



おばあちゃん



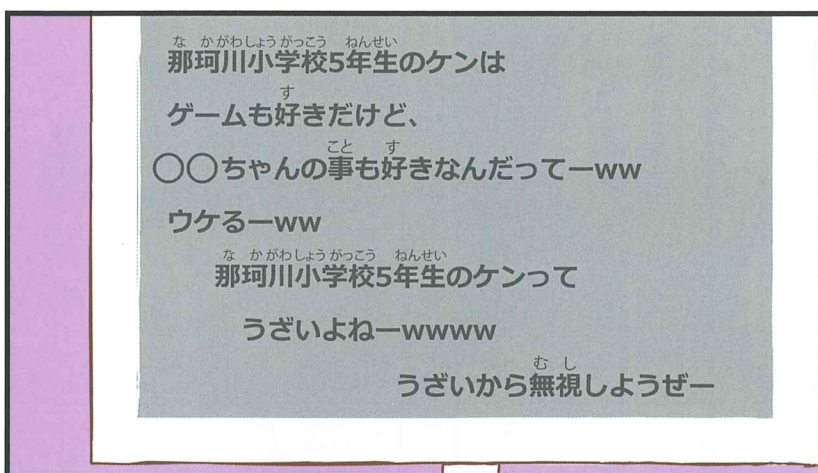
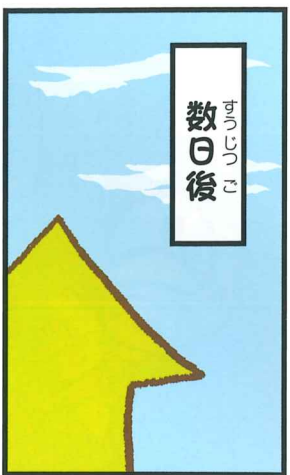
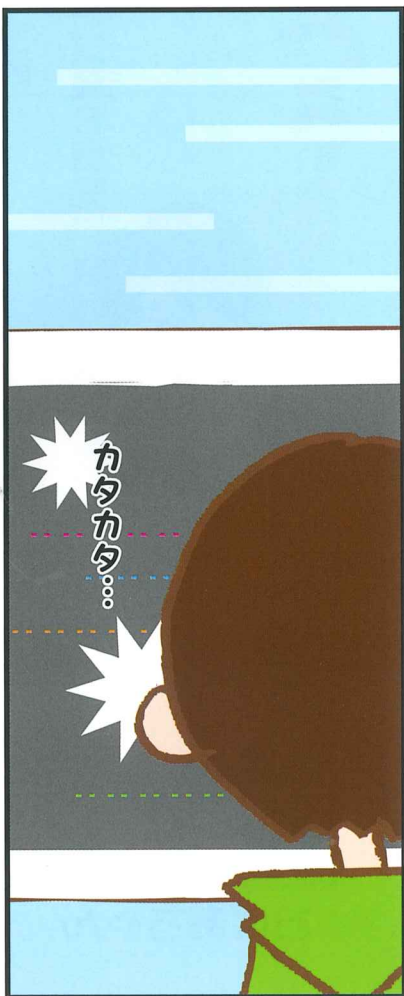
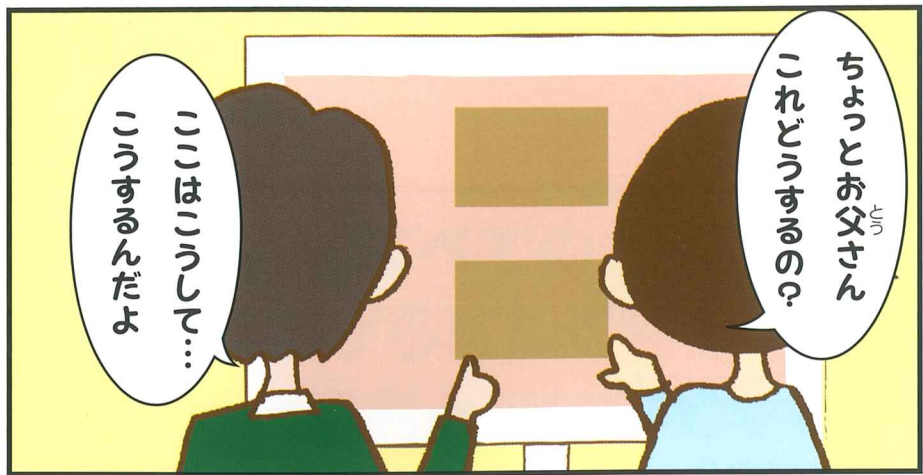
おじいちゃん



なかがわけんと
(けんちゃん)

家庭で

相手の姿が見えなくても

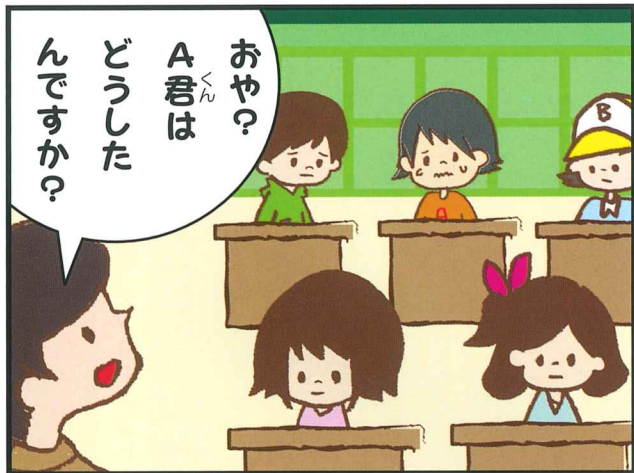


インターネット等の危険性
 社会の変化の中で、インターネットやゲーム、携帯電話を利用する子どもが増えていきます。しかし、判断力や自律する力が不十分なため、ゲームサイトなどを通じて、いじめや誹謗中傷をしたり、犯罪に巻き込まれたりするケースが増えています。
 子どもがインターネットを利用するときは、親子でその必要性を確認し、インターネット等の危険性や使い方について十分話し合ってください。



学校で...

遊びのつもりがいじめに

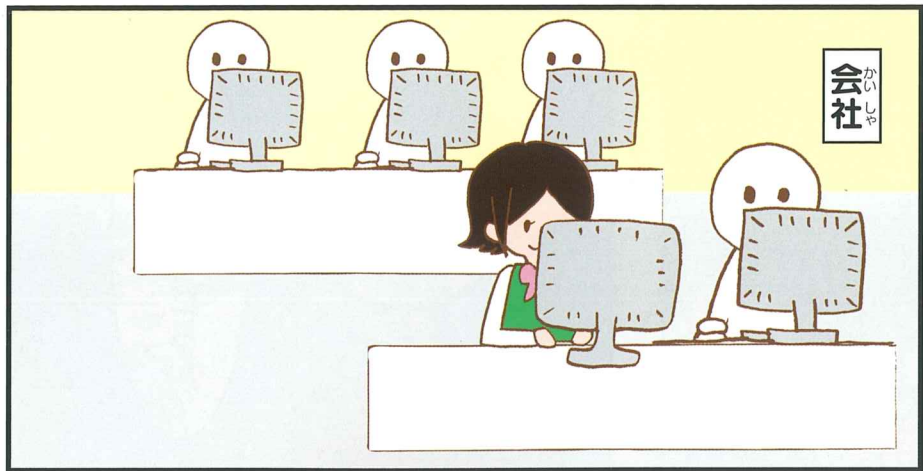


遊びのつもりでも エスカレートするって？

子どもたちの遊びに、このよ
うな鬼ごっこを発展させたバイ
菌ごっこがあります。また、バイ
菌ごっこに限らず、色んな遊び
が、意図せず「いじめ」のきっか
けになることがあります。
いじめを受けた子どもは心
に大きな傷を負い、人と接する
事が怖くなり不登校や引きこ
もり、ひどい場合は自殺にまで
発展するケースもあります。
いじめが発生する原因や背
景にはそれぞれの問題があり
ますが、その根底には、他者に
対する思いやりやいたわりと
いった人権を尊重する意識の希
薄さがあると思われる。
常に相手の立場に立つて考え
行動する事が大切です。

職場で

誰もがいきいきと



〇〇さんお茶いれて

はい



〇〇さんコーヒー

はい



〇〇さん私にもお茶

ごっちも



どうしてお茶くみや
「コーヒーを私にばかり
頼みますか？」



だって、お茶くみや

「コーヒーは女性の仕事だろっ？」

お茶くみや

「コーヒーは
誰でもできますよ」



男性、女性で仕事を区別
するのは間違っていますよ
他の仕事を任せてみたら
どうですか？」



しかし、女性は結婚や出産で
すぐ仕事を辞めてしまったらどう？

あまり重要な仕事は
任せられないよ

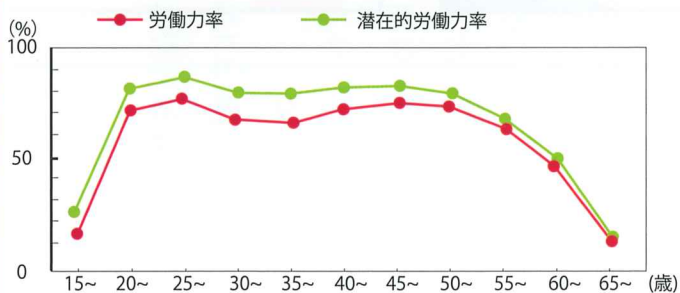


でも、私は結婚しても
子どもができて
仕事を続けたいと
思っていますよ！

女性は会社をすぐ辞める？

女性雇用者比率を年齢階級別にみると、30代の子育て世代の雇用者が少ない「M字型カーブ」を描いています。しかし、「これ」「働いていないけど働きたい」と思っている人を加えた「潜在労働力率」を見ると、Mのくぼみが小さく、「働きたいけど働けない」人が多いことが伺えます。

こうした現状を解消するためには、女性従業員が結婚・出産しても、仕事と家庭を両立させながら積極的に働ける企業環境づくりが大切です。家庭を持つ従業員をフォローできる勤務形態や社内規程をつくるなど、意識と制度の両面から整備をすることが、女性の力を企業に活かしていくための大きな鍵となるのです。



資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」



今は男女共同参画社会の
実現を目指して町でも
推進しているんですよ

男性、女性ではなくその人
個人の能力を發揮できる職場を
つくるのが大事ですよ



そうだな
女性も男性もいきいきと
働ける職場になると
いいよね

そうですね！



思い込みで判断しないで...

わずかな情報や先入観から人を判断し、偏見や差別につながっていることとはないうじょうか。外国人にかぎらず文化、習慣、価値観などの違いから、偏見や誤解に悩む人たちが多くいます。

だれに対しても、思い込みで判断せず、相手を正しく理解し認識することが大切です。



地域で...

決めつけないで



那珂川町の取り組み

那珂川町では、人権問題の解決に向けて人権フェスタをはじめとした各種イベントや講演会・研修会に取り組みんでいます。今後も町民の皆さまをはじめ、地域、各種団体、事業者との協働のもと「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」をめざして取り組みを進めます。



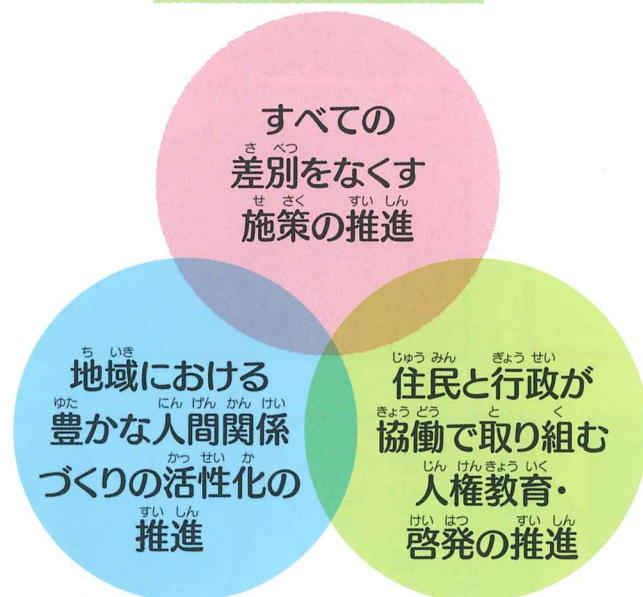
人権を尊重し、学び、輝くまちづくり

- 人権意識を高揚する
- 人権意識を育む
- 男女共同参画を推進する
- 子どもの個性や長所・学力を伸ばす
- すべての住民に開かれた活動の場をつくる
- 人や郷土を大切にすする心を涵養する

那珂川町人権教育・啓発基本方針

町では、真に差別のない、人権を大切に、心豊かなまちづくりの実現に向けて、様々な人権問題を解決していくために「那珂川町人権教育・啓発基本方針」を2009(平成21)年3月に策定しました。

基本方針の柱



解決を目指す様々な人権問題

- 同和問題
- 女性に関する問題
- 子どもに関する問題
- 高齢者に関する問題
- 障がい者に関する問題
- 外国人に関する問題
- HIV感染者などに関する問題
- 様々な人権問題

人権カレンダー

5月 恵子児童館子どもまつり

人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体等で実行委員会を組織し、開催しています。

とき 毎年5月第4土曜日
ところ 恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園

遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいよ遊びに来てね



みなさんも、研修会や行事などに参加しましょう!

7月 同和問題啓発強調月間

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、部落差別をなくす運動を展開しています。

同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の一環として、全町民を対象に開催しています。

とき 毎年7月の土曜日
ところ ミリカローデン那珂川

駅・スーパーなどでの街頭啓発や、研修会、同和問題講演会、啓発冊子の発行などがされています

7月~ 各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月 人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12/4~12/10を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

駅やスーパーでの街頭啓発や、啓発冊子の発行などがされていますよ



人権フェスタなかがわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織し開催しています。

とき 毎年12月の人権週間中の日曜日(今年は12月4日)

ところ ミリカローデン那珂川

人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、クイズラリーなど盛りだくさんなので遊びに来てね



那珂川町男女共同 参画推進センター

あいなか

さんかくでみんなのわをつなごう！

那珂川町では、男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力を活かし、社会や家庭においてともに責任を担い、男女がともに、自分らしく、輝いて生きる男女共同参画のまちづくりを目指します。

男女共同参画推進センターあいなか

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等を推進するための拠点です。
住民の皆さまの男女共同参画に関する学習・情報収集の場として、また、男女共同参画を推進する団体の自主的な活動、団体交流の場として利用できます。



青少年ホームの中にあるのね

あったあった！

あいなか(愛称)とは
性別により、「男が先、女が後」や「男が上、女が下」や「家長」という男が上座、家内や奥様が下座などという性別による壁や差別意識をなくしていくために、みんな平等に「あいなか(真ん中)」にすることが「人間らしくていいのではな

いかに、どのメッセージが込められています。
愛・那珂、あー田舎、あーい仲間、あーいい仲間というイメージも込められています。公募により決められました。

①多目的室
登録団体は無料で利用できます。



那珂川町における男女共同参画を推進する団体として登録した団体の活動・交流の場として無料でご利用いただけます。

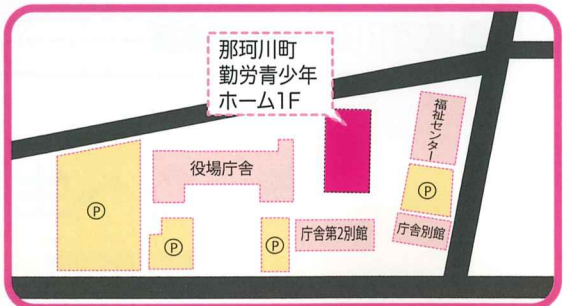
②情報コーナー

男女共同参画に関する図書やビデオなどの資料を設置しています。学習・情報収集・交流の場として、どなたでも無料で利用できます。



那珂川町男女共同参画推進センター あいなか

開館時間
平日及び土曜日 9時から22時まで
日曜日及び祝日 9時から17時まで
休館日
12月29日から翌年1月3日まで
TEL:092-953-2211(那珂川町役場 人権政策課 男女共同参画担当)
FAX:092-953-0688



星とたんぽぽ

青いお空のそこふかく、
海の小石のそのように、
夜がくるまでしずんでる、
昼のお星はめにみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、
見えぬものでもあるんだよ。

ちってすがれたたんぽぽの、
かわらのすきに、だアまって、
春のくるまでかくれてる、
つよいその根はめにみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、
見えぬものでもあるんだよ。

出典 金子みすゞ童謡集『わたしと小鳥とすずと』(JULA出版局)より



人権問題に関する相談窓口

子どもに関すること

- 子どもの人権110番……………0120-007-110
- 那珂川町子育て支援課……………092-953-2211
- 那珂川町保健センター……………092-953-2211
- 那珂川町教育委員会学校教育課……………092-953-2211
- 福岡児童相談所……………092-586-0023

女性に関すること

- ちくし女性ホットライン……………092-513-7335
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室……………092-584-1266
- 那珂川町人権政策課……………092-953-2211

高齢者・障がい者に関すること

- 福岡県障害者110番……………092-584-6110
- 福岡県社会福祉協議会高齢者総合相談事業……………092-584-3344
- 那珂川町高齢者支援課(高齢者福祉サービス・介護保険)……………092-953-2211
- 那珂川町地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)……………092-953-2211
- 那珂川町福祉課……………092-953-2211

同和問題に関すること

- 那珂川町人権政策課……………092-953-2211
- 那珂川町教育委員会社会教育課……………092-952-2092

人権問題・人権全般に関すること

- 福岡法務局筑紫支局……………092-922-2881
- 那珂川町人権政策課……………092-953-2211